

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：集落排水事業特別会計

事業名	農業集落排水事業, 林業集落排水事業		
事業開始年月日	平成3年12月28日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	倉吉市	職員数* (H19. 4. 1現在)	3人
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	266 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	6,856 (H18)
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金 (百万円)	0 (H18)
不良債務 (百万円)		財政力指数*	0.444 (H18)
資金不足比率 (%)	0 (H18)	実質公債費比率* (%)	22.1 (H19)
		経常収支比率* (%)	98.8 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年3月22日 合併前市町村：倉吉市、関金町] 合併により農業集落排水事業は旧倉吉市分（小田、横田、東鴨、尾原、下米積、三江、上神、津原、志村、中野）と旧関金町分（松河原泰久寺、山守、明高）との統合を行った。一方、林業集落排水事業は旧関金町分のみであるので合併による事業の統合はない。会計に関しては、旧倉吉分に旧関金町分が編入されて一つの会計となった。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にシを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画
計画期間	H19～H23
計画策定責任者	倉吉市長 長谷川 稔
既存計画との関係	既存の公営企業健全化計画(H18～H27)との整合性を図った。
公表の方法等	ホームページにて公表・平成19年12月議会にて説明予定
基本方針	接続率の向上や料金の適正化を図り、資本費の早期回収を目指す。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	23	0	0	23
	補償金免除額	4			4
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	0	0	0	0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	10	0	0	10

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債	23,075			23,075
					0
					0
					0
合 計 (A)		23,075	0	0	23,075
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					0
					0
					0
					0
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		23,075	0	0	23,075

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業債	9,543			9,543
合 計 (A)		9,543			9,543
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		9,543			9,543

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>(農業集落事業)</p> <p>本市の処理人口1人あたりの管理運営費(H17)は58,839円/人となっており、類似団体(区分d3)の平均57,275円/人とほぼ同程度である。また資本費についてであるが、処理人口1人あたりの資本費(H17)は本市41,020円/人に対し類似団体平均40,720円/となっておりこちらも同じく同程度である。</p> <p>これは本市の地形的特徴が、農業集落排水対象地区の標準的なモデルに近いからだと考えられる。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 料金水準の適正化</p> <p>公共下水道、特定環境保全公共下水道との料金統一を念頭に、使用料の適正化が必要である。</p>
	<p>課 題 ② 資本投下の抑制</p> <p>本年度(H19)をもって農業集落排水事業を終了させる見込みである。</p>
	<p>課 題 ③ 維持管理費等サービス供給コストの節減合理化</p> <p>維持管理費の中には施設老朽化によるポンプ等機器類故障に伴う修繕料が含まれているが、日頃の点検業務に努め、大規模修繕までの期間を延ばす必要がある。</p>
	<p>課 題 ④ 資産の有効活用</p> <p>本市の水洗化率はH17決算数値で70.0%であり類似団体を下回っており、さらなる水洗化率向上に向けて、市民の方々に啓発していく必要がある。</p>
	<p>課 題 ⑤ 給与水準・定員管理の適正合理化</p> <p>下水道事業執行体制のスリム化と単年度実施事業費の縮減により、技術部門を削減する必要がある。</p>
留意事項	<p>※本表で使っている数値は、H18 総務省下水道経営指標からの抜粋が主である。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)		326	302	285	228	307	360	382	405	427	441
	(1) 営 業 収 益 (B)		56	68	76	79	85	83	108	112	114	132
	ア 料 金 収 入		56	68	76	78	84	83	108	112	114	132
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)		0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
	ウ そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 営 業 外 収 益		269	234	209	149	222	277	274	293	313	308
	ア 他 会 計 繰 入 金		141	148	134	79	161	227	209	235	255	250
	イ そ の 他		128	86	75	70	61	50	65	58	58	58
	2 総 費 用 (D)		314	293	277	281	280	320	305	309	306	302
	(1) 営 業 費 用		70	85	79	83	84	121	106	114	115	116
	ア 職 員 給 与 費		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	ウ ち 退 職 手 当		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ そ の 他		69	83	77	81	81	119	104	112	113	114
	(2) 営 業 外 費 用		244	208	198	198	197	199	198	195	191	186
ア 支 払 利 息		132	131	134	137	141	144	140	137	132	128	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息		1	1	1	1	0	1	1	0	0	0	
イ そ の 他		112	81	64	61	56	55	58	58	59	58	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		12	9	8	-53	27	40	77	96	121	139	
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		619	838	856	724	352	343	152	165	161	158
	(1) 地 方 債		269	359	350	316	176	185	89	105	110	111
	(2) 他 会 計 補 助 金		59	98	125	130	64	66	63	60	51	47
	(3) 他 会 計 借 入 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		254	337	339	242	96	80	0	0	0	0
	(6) 工 事 負 担 金		37	44	42	36	16	12	0	0	0	0
	(7) そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 資 本 的 支 出 (G)		634	865	885	724	435	440	291	317	333	343
	(1) 建 設 改 良 費		566	752	737	534	212	190	0	0	0	0
	ウ ち 職 員 給 与 費		1	1	4	3	1	1	0	0	0	0
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		70	113	148	190	223	250	291	317	333	343
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		-15	-27	-29	0	-83	-97	-139	-152	-172	-185	

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
料金回収率※ (%)	24.8	26.0	30.7	37.0	37.0	31.2	40.4	41.0	41.2	48.7	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	84.9	74.4	67.1	48.4	61.0	63.2	64.1	64.7	66.8	68.4	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	43.3	49.0	47.0	34.6	52.4	63.1	54.7	58.0	59.7	56.7
	うち基準内繰入金 (%)	20.9	13.2	19.3	25.9	52.4	51.9	54.2	57.8	59.5	56.5
	うち基準外繰入金 (%)	22.4	35.8	27.7	8.8	0.0	11.1	0.5	0.2	0.2	0.2
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てん的なもの (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分 (%)	9.5	11.7	14.6	18.0	18.2	19.2	41.4	36.4	31.7	29.7
	うち基準内繰入金 (%)	4.7	4.5	6.2	8.6	14.7	14.5	21.6	18.9	15.3	13.7
	うち基準外繰入金 (%)	4.8	7.2	8.4	9.4	3.5	4.7	19.8	17.4	16.4	16.0
	うち赤字補てん的なもの (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	4年毎に料金改定を行い、料金回収率を改善する。
2 他会計繰入金の見込み	歳入不足分を一般会計から繰入れる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	大規模投資、資産売却は考えていない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>平成18年度に策定した新倉吉市行政改革大綱実施計画(集中改革プラン)に基づき、下水道事業執行体制のスリム化と単年度実施事業費の縮減によって平成20年度から技術部門を1名削減し、21年度以降はその職員数を維持する。(削減率33.3%) (Ⅱ課題⑤)</p> <p>国の制度を基本とした職員の給与構造の見直しを行う。(平成18.4.1～実施済) (地域手当 --- 支給なし) 特殊勤務手当の見直し 国家公務員との比較、通常の勤務内容との比較、支給方法の観点で見直しを行う(平成18年7月実施) ・特殊現場作業手当 --- 危険箇所等での作業に限定した。日額500円。 賃金カットをH16～H18まで実施 (H16年度 平均3.5%) (H17年度 4～6月 平均3.5%, 7～3月 平均5.5%) (H18年度 平均3.5%)</p> <p>技能労務職員に該当する職員はなし。</p> <p>退職時特別昇給・・・平成17年4月1日廃止済</p> <p>住民の理解が得られるものとするため、見直しを行う。 福利厚生事業は職員共済組合へ委託しておこなっており、事業の点検・見直しにより共済組合への負担金を削減する。 (平成19年4月1日～半減)</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用 	

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○ 料金水準が著しく低い団体において は、コスト等に見合った適正な料金水準 への引き上げに向けた取組 	平成19年度に公共下水道・特定環境保全公共下水道の料金体系に合わせる形で見直しを行った。今後は適正な料金水準への引き上げのため、 4年毎に料金の見直しを予定している(H23 +14.7%)。 (Ⅱ課題①)
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入 <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営健全化や財務状況に関する情報 公開 ○ 行政評価の導入 	以前より市報にて決算状況を公表している。また平成13年度からはホームページでも公表を行っている。 事務事業評価制度を導入している。(H18導入済) (Ⅱ課題②)
5 その他	市町村合併を機に、公共下水道会計・特定環境保全公共下水道会計・農業集落排水会計・林業集落排水会計を1つの課で管理するよう組織の統合を行った。

- 注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成18年度に策定した新倉吉市行政改革大綱実施計画（集中改革プラン）に基づき、下水道事業執行体制のスリム化と単年度実施事業費の縮減によって平成20年度から技術部門を1名削減し、21年度以降はその職員数を維持する。（削減率33.3%）
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	繰越欠損金はなし。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	料金収入増により、一般会計からの基準外繰出しの解消に努める。
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>

V 線上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等
(5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計	
収入の確保	① 処理区域内人口(千人)	6,772	6,716	7,217	7,997	7,246		7,246	7,746	7,746	7,746	7,746		
	A 増減	238	-56	501	770	-741		712	0	500	0	0	500	
	水洗便所設置済人口(千人)	4,523	4,860	5,496	5,602	5,563		5,563	5,713	5,813	5,893	5,943		
	B 増減	323	337	636	106	-39		1,363	0	130	100	80	50	380
	水洗化率(%)	66.8	72.4	76.2	70.1	76.8			76.8	73.8	75.0	76.1	76.7	
	C 増減	2.5	5.6	3.8	-6.0	6.6		12.5	0.0	-3.0	1.2	1.0	0.6	-0.1
	有収水量(m ³)	449,329	474,362	507,087	526,415	558,357		558,357	573,412	583,449	591,479	596,498		
	D 増減	89,329	25,033	32,725	19,328	31,942		178,357	0	15,055	10,037	8,030	5,019	38,141
	使用料単価(円/m ³)	126	144	150	150	149			148	188	192	192	222	
	(使用料収入/有収水量)	0	18	6	0	-1		23	-1	40	4	0	30	73
E 増減														
料金改定率(%)													14.7	
(料金改定実施年度に記載)													14.7	
F 増減													14.7	
③ 取納率(%)		99.7	99.7	98.2	98.4	97.8		98.0	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0	
G 増減		0.0	0.0	-1.5	0.2	-0.6		-1.9	0.2	0.0	0.0	0.0	0.2	
H 増減														
④ その他()														
経営の効率化	⑤ 職員1人当たりの営業収益(千円)	56,388	68,436	25,419	26,603	42,087		27,629	53,994	55,996	56,857	66,208		
	増減	8,232	12,048	-43,017	1,184	15,484		-6,069	-14,458	26,365	2,002	861	9,351	24,121
	職員数(人)	1	1	3	3	2		3	2	2	2	2	2	
	増減	0	0	2	0	-1		1	1	-1	0	0	0	
	管理運営費(千円)	383,629	406,258	424,414	470,079	502,533		571,104	595,348	626,152	638,965	644,626		
	I 増減	33,051	22,829	18,156	45,665	32,454		151,955	68,571	24,244	30,804	12,813	5,661	142,093
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円)	57	60	59	59	69		79	77	81	82	83		
	J 増減	3	3	-1	0	10		15	10	-2	4	1	1	14
	汚水処理原価(円/m ³)	505	554	489	404	403		475	465	468	466	456		
	(汚水処理経費/有収水量)	32	49	-65	-85	-1		-70	72	-10	3	-2	-10	53
K 増減	157	163	149	155	147		218	185	195	195	194			
汚水処理原価(維持管理費)(円/m ³)	-27	6	-14	6	-8		-37	71	-33	10	0	-1	47	
(汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)														
L 増減														
⑥ その他()														
M 増減														
使用料回収率(%)		25.0	26.0	30.7	37.1	37.0		31.2	40.4	41.0	41.2	48.7		
(E/K×1,000)		-1.6	1.0	4.7	6.5	-0.2		-5.8	9.3	0.6	0.2	7.5		
累積欠損金比率(%)		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
増減		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	
企業債現在高(百万円)		6,180	6,446	6,668	6,847	6,856		6,848	6,708	6,552	6,380	6,194		
増減		199	266	222	179	9		-8	-140	-156	-172	-186		
収入の確保	使用料収入													
	改善額												47	
	①有収水量の増加(m ³)												47	
	②使用料の適正化(百万円)												47	
③取納率の向上														
その他④()														
改善額														
経営の効率化	管理運営費													
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの													
	改善額													
	⑤職員給与費の適正化													
	維持管理費(上記以外)の適正化													
	うち職員給与費中の退職手当													
その他⑥()														
改善額														
計画前5年間改善額 合計														
改善額 合計												47		

○計画前年度において使用料単価150円/m³(20m³当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を②に記載すること。

○「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

○「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方・・・維持管理費の全部と公債費の5割に使用料を充当できるよう料金を設定する。
- 民間委託の取組状況・・・処理場の維持管理や機械の故障に緊急出動を民間委託している。
- その他に記載された項目に関する取組等

(参考) 補償金免除額 4